

第 5503 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 7月 5日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

受取利息の計上が不要の場合

Q：得意先にお金を貸していますが、業績が悪く、元本はおろか利息の支払もありません。受取利息の計上をしないでいい場合がありますようですが、どのような場合ですか？

A：次のような場合は、計上が不要です。

【解説】

法人税では、法人の有する貸付金又はその貸付金に係る債務者について次のいずれかの事実が生じた場合には、その貸付金から生ずる利子の額（実際に支払を受けた金額を除く）のうちその事業年度に係るものは、益金の額に算入しないことができます。

- ①債務者が債務超過に陥っていることその他相当の理由により、支払を督促したにもかかわらず、その貸付金から生ずる利子の額のうちその事業年度終了の日以前6月以内に支払期日が到来したものの全額が未収となり、かつ、直近6月等以内に支払を受けた金額が全くないか又は極めて少額であること。
- ②債務者につき更生手続が開始されたこと。
- ③債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがなく、その債務者が天災事故、経済事情の急変等により多大の損失を蒙ったことその他これらに類する事由が生じたため、その貸付金の額の全部又は相当部分についてその回収が危ぶまれるに至ったこと。
- ④更生計画認可の決定、債権者集会の協議決定等により当該貸付金の額の全部又は相当部分について相当期間（おおむね2年以上）棚上げされることとなったこと。

